

吸収分割に関する事後開示書面

2023年4月3日

東北電力株式会社
株式会社トインクス

2023年4月3日

各位

東北電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

株式会社トインクス
代表取締役社長 八代 浩久

吸収分割に関する事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項及び会社法第 801 条第 3 項に基づく事後備置書面)

東北電力株式会社（以下、「分割会社」といいます）及び株式会社トインクス（以下、「承継会社」といいます）は、2022年10月14日付で締結した吸収分割契約（以下、「本件分割契約」といいます）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、分割会社の情報通信部が管理する情報システム設備（ソフトウェアを含む）及び当該設備の管理事業（以下、「本件事業」といいます）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます）を実施いたしました。本件分割に係る事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2023年4月1日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 784 条の 2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定による簡易吸収分割に該当するため、反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

分割会社において、新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権（会社法第 787 条第 1 項第 2 号）は存在しませんので、新株予約権買取請求手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

本件分割は、分割会社が重疊的債務引受をするため、会社法第 789 条 1 項に規定する異議申述可能な債権者はおおりません。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続きについて（会社法第 796 条の 2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

本件分割は、会社法第 796 条第 1 項の規定による略式吸収分割であり、承継会社は分割会社の完全子会社であるため、反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2022 年 10 月 17 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はおおりません。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割契約に基づき、分割会社の本件事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額（いずれも推定値）は、以下のとおりです。

承継資産の額： 5,125 百万円

承継負債の額： 4,690 百万円

5. 吸収分割に関する変更登記をした日(会社法施行規則第189条第5号)

2023年4月3日

6. 吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第189条第6号)

該当事項はありません。

以上